

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（第3回）

議事概要

日 時：平成27年2月20日（金）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

議事の概要：

○各構成員から取組事例と課題の報告がなされた。

国土交通省、東京都、新宿区、東京商工会議所

○一時滞在施設の確保及び運営のガイドラインの改定、大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針について説明が行われ、ガイドラインの改定が決定された。

○構成員間での主な議論は以下のとおり。

- ・一時滞在施設の施設管理者の損害賠償責任については、改定されたガイドラインに詳細な考え方がまとめられている。現行法上、一律の免責は難しいにしても、依然として免責に係る本質的な問題は抱えたままであるので、法制度上の担保も含め、今後も引き続き検討していくことが重要である。
- ・事業者にとっては、免責が担保されないのであれば厳しいとの意見が多い。
- ・現状において損害賠償の問題が発生した場合、国や都県及び市区町村が施設管理者に対して、ガイドラインの中で具体的にどういったスキームで対応していくかが重要である。
- ・今回のガイドラインの改定は、現状において、できる限りの対応策を内容としているが、そうであったとしても、トラブルになった時の事業者に対する行政の積極的な支援があることを明示していることが重要であり、実際にトラブルになった時、行政側からの支援が迅速に行われることが重要である。
- ・ガイドラインの改定のほか、建物の安全点検のチェックリストの強化についても、対応策の一つということが出来る。
- ・電力喪失した場合の建物への帰宅困難者の受入れについては、従来、安全管理の観点から重大な問題ではあったが、行政と協定を締結した場合には、消防法の適用除外となることが今回明確化された。
- ・共助の観点から、善意で一時滞在施設を開設した事業者に対しては、協定締結の有無を問わず、行政はその事業者を守るという強い姿勢を明確にすることが重要である。
- ・大企業だけでなく、中小の個人事業主についても、一時滞在施設を提供できるよう、帰宅困難者の案内方法や受入条件の周知などについても、今後検討していくことが重要である。
- ・帰宅困難者の搬送マニュアルについても今後検討していく必要がある。
- ・災害時拠点強靱化緊急促進事業については、ハード面の整備として、一時滞在施設の確保にうまく活用していくことが重要である。